

議案第25号

葛飾区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月16日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

公園占用料の額を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区立公園条例の一部を改正する条例

葛飾区立公園条例（昭和33年葛飾区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3金額の欄を次のように改める。

金額	
1,856円	
1,100円	
165円	
412円	
825円	
137円	
165円	
412円	
825円	
1,375円	
1,375円	
550円	
1,375円	
地上露出部分	1,038円
地下部分	412円
687円	

1,184円
10,800円
1,912円
16,875円
45円
45円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可を受けた占有及び施行日前に許可を受けた占有で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る占有について適用する。